

岩手県告示第858号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成25年11月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
じょうない歯科医院	上閉伊郡大槌町上町5番10号	平成25年10月3日
あさひ薬局北上店	北上市花園町一丁目7番8号	平成25年10月31日
そよ風薬局一関店	一関市上大槻街4番46号	〃
ファミリー薬局東山店	一関市東山町松川字卯入道138番3	〃
スマイル薬局西和賀店	和賀郡西和賀町沢内字太田2地割151番地	〃
スマイル薬局田野畑店	下閉伊郡田野畑村田野畑120番地3	〃
スマイル薬局新町店	一関市千厩町千厩字町浦192番地	〃